

# 川越町介護・障害福祉サービス事業所等における物価高騰対策支援補助金交付

## 要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、物価高騰に伴い、厳しい運営状況となっている介護サービス事業所・施設及び障害福祉サービス等事業所（以下「事業所等」という。）に対し、川越町介護・障害福祉サービス事業所等における物価高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、事業所等の安定した運営の確保を図り、もって事業所等の利用者及び町民の福祉の向上に資することを目的とし、川越町補助金等交付規則（平成8年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるものほか必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、「補助金」とは、電気代・ガス代・食材費・車両燃料費を支出している事業所等に対して交付する補助金をいう。

2 この要綱において、「事業所等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、三重県若しくは川越町（以下「町」という。）の指定又は許可を受けた、川越町内に所在する別表第1に掲げる事業所等をいう。ただし、保険医療機関のみなし指定事業所及び町が設置する事業所等は除く。

3 この要綱において、「法人」とは、事業所等を運営する法人をいう。

### (交付の対象及び額)

第3条 補助金の交付の対象は、事業所等における令和7年4月1日から令和7年12月31日までの電気代・ガス代・食材費・車両燃料費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 補助金の交付額については、別表第2のとおりとする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、川越町介護・障害福祉サービス事業所等における物価高騰対策支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和8年2月27日までに川越町長（以下「町長」という。）に提出しなければならない。

(1) 事業所・施設別申請額一覧（様式第2号）

(2) 事業所・施設別個票（様式第3号）

(3) 誓約書（様式第4号）

(4) 請求書（様式第5号）

（交付決定及び額の確定）

第5条 町長は、前条による申請を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めた場合は、交付決定を行うとともに、交付すべき額を確定し、その内容を川越町介護・障害福祉サービス事業所等における物価高騰対策支援補助金交付決定兼交付確定額通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条による申請に対し、不交付の決定をしたときは、その理由を付して、川越町介護・障害福祉サービス事業所等における物価高騰対策支援補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（変更交付申請）

第6条 補助金の交付決定を受けた法人（以下「補助事業者」という。）が事業実施内容を変更する場合、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、川越町介護・障害福祉サービス事業所等における物価高騰対策支援補助金変更交付申請書（様式第8号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めた場合は、前条の規定による決定を変更するとともに、額の確定の変更を行い、その内容を川越町介護・障害福祉サービス事業所等における物価高騰対策支援補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、第5条第1項の交付決定又は前条第2項の変更交付決定の内容に変更がないときは、規則第12条の規定による実績報告を要しないものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付方法）

第9条 町長は、補助金額を確定した日から30日以内に、補助事業者が指定する金融

機関等の口座へ振込みの方法により補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第12条までの規定については、同日以後も、なおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

区分	サービス種別
介護サービス事業所等	訪問介護 訪問看護 居宅介護支援 介護予防支援 福祉用具貸与 通所介護 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 認知症対応型共同生活介護 短期入所生活介護 軽費老人ホーム
障害福祉サービス事業所等	居宅介護 重度訪問介護 計画相談支援 障害児相談支援 生活介護 就労継続支援A型 就労継続支援B型 放課後等デイサービス 児童発達支援 共同生活援助 短期入所

別表第2（第3条関係）

	区分	サービス種別	基準単価
交付基準額 （電気代）	訪問系サービス事業所等	(介護サービス) 訪問介護、訪問看護、居宅介護、 介護予防支援、福祉用具貸与	812.5円/月 / 1事業所あたり
		(障害福祉サービス) 居宅介護、重度訪問介護、計画相 談支援、障害児相談支援	
交付基準額 （電気代）	通所系サービス事業所等	(介護サービス) 通所介護	67.5円/月 / 定員1人あたり
		(障害福祉サービス) 生活介護、就労継続支援A型、就 労継続支援B型、放課後等デイサ ービス、児童発達支援	
交付基準額 （ガス代）	入所系サービス事業所等	(介護サービス) 地域密着型介護老人福祉施設、介 護老人保健施設、認知症対応型共 同生活介護、短期入所生活介護、 軽費老人ホーム	112.5円/月 / 定員1人あたり
		(障害福祉サービス) 共同生活援助、短期入所	
交付基準額 （ガス代）	訪問系サービス事業所等	(介護サービス) 訪問介護、訪問看護、居宅介護、 介護予防支援、福祉用具貸与	150円/月 / 1事業所あたり
		(障害福祉サービス) 居宅介護、重度訪問介護、計画相 談支援、障害児相談支援	

交付基準額 (食材費)	通所系 サービス事業所等	(介護サービス) 通所介護	13.5円/月 /定員1人あたり
		(障害福祉サービス) 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、放課後等デイサービス、児童発達支援	
	入所系 サービス事業所等	(介護サービス) 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、軽費老人ホーム	19.25円/月 /定員1人あたり
		(障害福祉サービス) 共同生活援助、短期入所	
交付基準額 (食材費)	通所系 サービス事業所等	(介護サービス) 通所介護	482.5円/月 /定員1人あたり
		(障害福祉サービス) 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、放課後等デイサービス、児童発達支援	
	入所系 サービス事業所等	(介護サービス) 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、軽費老人ホーム	1,447.5円/月 /定員1人あたり
		(障害福祉サービス) 共同生活援助、短期入所	

交付基準額 (車両燃料費)	訪問系サービス事業所等	(介護サービス) 訪問介護、訪問看護、居宅介護、介護予防支援、福祉用具貸与、福祉用具貸与	82.5円/月 /車両1台あたり
		(障害福祉サービス) 居宅介護、重度訪問介護、計画相談支援、障害児相談支援	
	通所系サービス事業所等	(介護サービス) 通所介護	207.5円/月 /車両1台あたり
		(障害福祉サービス) 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、放課後等デイサービス、児童発達支援	
入所系サービス事業所等	(介護サービス) 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、軽費老人ホーム	82.5円/月 /車両1台あたり	
		(障害福祉サービス) 共同生活援助、短期入所	
申請対象となる車両	<p>1 事業所等が所有している車両又は賃貸借契約を締結して使用している車両であり、かつ、自ら車両燃料費を負担している車両のうち、次のいずれかの用務に使用している車両</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 利用者の送迎</li> <li>イ 介護職員、障害福祉サービス事業所職員等による利用者の居宅への訪問</li> <li>ウ 利用者の医療機関への通院等</li> </ul> <p>2 上記条件を満たす車両のうち、複数の事業所等において共用している車両については、最も使用時間が長い事業所等において申請すること。</p>		

交付額・申請条件等	<p>1 申請日時点で、休業中又はサービス提供を行っていない事業所等については、対象の事業所等として交付を申請することができない。</p> <p>2 令和7年4月から令和7年12月までの交付対象となる期間については、実際にサービス提供を行った月についてのみ、交付を申請することができる。</p> <p>3 1事業所等につき基準単価まで交付を申請することができる。</p> <p>4 1事業所等につき交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>5 ガスを使用していない事業所等については、ガス代に係る交付を申請することができない。</p> <p>6 事業所等の定員並びに事業所等が所有する車両の台数については、令和7年4月1日時点のものとする。ただし、令和7年4月2日以降に指定等を受けた事業所等については、指定等の日のものとする。</p>
備考	<p>1 申請のあった車両について、所有状況等に疑義が生じた場合は、申請者に対し所有状況等が確認できる書類の提出を求めることができる。この確認できる書類の提出を求められた申請者は、指定された期日までに、求められた書類を提出しなければならない。</p> <p>2 介護サービスと障害福祉サービスの両方を実施する事業所等については、どちらか一方の事業所等のみを本事業の対象とする。</p>